

平成26年度
第3回木更津市史編集委員会

日 時 平成26年11月5日(水)
午後2時30分から
場 所 市役所6階 委員会室

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 報告

報告1 平成26年度第2回木更津市史編集委員会議事内容

5. 議事

議題1 『木更津市史』編集基本構想及び基本方針(案)の策定

- (1) 『木更津市史』編集基本構想及び基本方針(案)について
- (2) 別表1～4の内容及び別図1について
- (3) 『(仮)木更津市史研究』執筆要項(案)の策定について

議題2 木更津市史編集部会の設置

- (1) 市史編集部会設置に関する規定(案)について
- (2) 市史調査協力員に関する規程(案)について

6. その他

7. 閉会

報告1 平成26年度第2回木更津市史編集委員会議事内容

議題第1号(1)『木更津市史』編集基本構想及び基本方針(案)の策定

- ・『木更津市史』編集基本構想及び基本方針(案)については出席委員了承

(2)『木更津市史』通史編刊行内容について

- ・中世編の範囲は、荘園制問題を考えると1180年で切るというのは問題。後の1590年で切るかも問題。今後の協議で柔軟に対応したい。(川戸委員)
- ・近世編の「明治維新の変革期までを」とあるが、明治維新の変革期をどの辺までと考えるのかによって書き方も変わる。木更津市域に視点を狭めて考え、地域特有の時代区分で。近代編、現代編の構成に「行政」も加えたほうがよい。(三浦副委員長)
- ・中世編の「農民」を「庶民」にしたほうがよい。(川戸委員)
- ・「民衆」はもう少し下がった言葉で、「庶民」のほうが一般的。(池田委員)
- ・「通史編」の刊行内容に関する修正案の再提出を求めます。(金子委員長)

(3)仮称『木更津市史研究』の編集方針について

- ・編集の主体がどこか明記されていない。編集事務はかなり大変になると思う。(池田委員)
- ・今回初めての協議なので、修正案の再提出を求めます。(金子委員長)

議題第2号の公開講座の実施

- ・次回の公開講座の実施時期は、いつを想定していますか。(島立委員)
- ・今年度にもう一度実施したいが、準備期間を踏まえると、来年度のほうが皆様の意見を十分に反映できる。(事務局)
- ・第1回目の公開講座「盤洲干潟のいきものたち」では、物足りないと感じた人もいれば、難しくてわからない人もいた。どういう人たちを対象とするのか、盤洲干潟を知らない人を対象にしようと考えたが、それでよいのか検討してほしい。また、1回の公開講座で事務局が提案した内容を全て行うのか、1回の公開講座で一つの内容を行うのか。(成田副委員長)
- ・公開講座は、概ね2時間半位が適当。1回の公開講座で2つ以上の内容を行うのは難しい。公開講座の対象は、公開講座の実施に当たり市史編集事業の内容や木更津市の文化・歴史・自然について広く市民に知っていただくことを目的に進めたい。(事務局)
- ・部会も立ち上がっていないので、部会単位での発表にはならないと思う。(島立委員)
- ・年1回から3回の開催とあるが、年1回の場合は各部会ごとが年1回ずつ開催するということか。(石井委員)
- ・公開講座を年1回から3回開催するということで、公開講座を行わない部会もある。軌道にのれば年2回の開催、軌道にのるまでは、年1回で行うよう柔軟に考えたい。(事務局)
- ・編集部会が立ち上がらないと決めがたい。公開講座に携わる人の負担になってはいけない。博物館や千葉県生物多様性センターなどと連携したときは上級者向け、一般の市民の方々に対しては入門編のように住み分けも出来るのでは。市史編集事業で行う公開講座に何が一番ふさわしいのか、他の機関が行う講座と住み分けが重要になる。市がどういった資料を持っているのか、その意味は何かというような、市史編集に密着した話が聞けると市史編集事業で行う公開講座に一番よいと思う。(池田委員)

議題第3号の木更津市史編集部会設置

- 「部会委員」「特定部会委員」「市史編集協力員」それぞれ別の役割は。(川戸委員)
- 「特定部会委員」は、資料分析など必要に応じて専門的な方に調査・執筆を依頼することを想定。「市史編集協力員」は、今年度第1回木更津市史編集委員会資料の市史編集組織(案)に記載する「市史調査協力員」に訂正。(事務局)
- 市史調査協力員の具体的なイメージは、いくつかの市町村史の関わりで、民俗調査で市民と一緒にいき、調査に参加した人たちの目線で報告書を書いてもらった。またアンケート調査で調査員から、調査先の推薦や紹介をしてもらったようなことか。また市史編集協力員の項目は残して、自然部会や民俗部会、近世部会など地元の方々の協力をお願いしたいときまで名前を残せばよいと思う。(島立委員)
- 市史調査協力員は、木更津市史編集基本構想及び基本方針(案)の中の市民協働に該当するが、作業内容は未定。規程(案)の中では、「できる」規定なので、調査を進めていく上で市史調査協力員を置くことができるとご理解いただきたい。(事務局)
- 部会委員の総数は。またボランティアの報酬や旅費等の経費負担は。(石井委員)
- 8部会を設置し、前回会議の市史編集組織図の中で数名~10名ほどと記載している。ボランティアとしての市史調査協力員は、部会ごとに決めることは考えていない。経費の負担は、他の自治体を参考に考えたい。(事務局)
- 市史調査協力員は、ボランティア的なスタンスで市民協働の視点だということでは理解したが、この選任はだれが行うのか明確でない。市史編集部会長が選任するのか。余りきっちり決めてしまうと動きが制約されるので、ある程度動ける形にしたほうがよいし、公募などで部会に当てはめるといったようなイメージ。(堀切委員)
- 登録された協力員を部会ごとに振り分けず、この期間はこの部会に関わる調査を行うので協力をお願いするといった方法を考えている。選任はボランティア保険への加入が必要なので、事務局が行う予定。協力員を各部会が指名するのは構わない。(事務局)
- 部会長の人選は市史編集委員会委員が行うのか。委嘱期間を事務局としては1年か2年かのメリット、デメリットは。(川戸委員)
- 委嘱期間を1年とした場合、調査・研究にかかる事務の負担は大きくなると思う。2年の場合は、市史編集委員会委員の委嘱期間も2年で、1年ごとの更新よりは、2年ごとの更新手続きのほうが事務的負担も多少軽減される。市史編集委員会委員と部会長による会議の実施を検討しているので、市史編集委員会委員が部会長を兼務するのは避けたい。(事務局)
- 部会委員の委嘱期間は2年がよい。野田市では委嘱した後、本人が辞退するまで更新手続きはない。部会長が誰になるのかによって一緒に働く部会委員も変わってくるので、部会長を先に当てをつけるということが必要。(島立委員)
- 市史調査協力員は、各部会での運営の仕方について融通が利かせられると解釈している。また市史編集室は、どこへ設置するかを検討しているか。(成田副委員長)
- はじめに組織を作ってからなので未定。図書館や博物館は狭隘なため設置は難しい。場所がないと調査資料を保管することもできず、作業工程に支障をきたすので、その点も踏まえて考えたい。(事務局)

議題1 『木更津市史』編集基本構想及び基本方針（案）の策定

(1) 『木更津市史』編集基本構想及び基本方針（案）について

1. 策定の趣旨

木更津市基本構想「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結び躍動するまち～」の実現を図るため、木更津市史編集の基本構想及び基本方針を策定し、新しい『木更津市史』を編集（以下「新たな市史編集」という。）します。

本市の基本構想は、『人』『結ぶ』『創造』『躍動』の基本理念にもとづき、「まちを支える人づくり」として先人たちから大切に受け継がれてきた木更津ならではの貴重な文化を大切に守りいかし、次世代に継承していくことで、市民がふるさとにより深い誇りと愛着を持てるまちづくりをめざします。

また「市民文化の充実」に示された、歴史・文化・芸術にふれあえる機会の提供等を通じて、市民生活にうるおいをもたらすとともに、郷土愛の醸成を図ることを目的としています。

木更津市は、定住・交流人口の増加や企業誘致の推進など、地域の活性化に大きく寄与する東京湾アクアラインをはじめ、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道が結節していることから、都心や羽田空港、成田空港などへのアクセス性に優れた地域特性を備えています。

また、かずさDNA研究所などのバイオ先端技術産業分野の研究開発拠点等が整備されたかずさアカデミアパークや、大学・高等専門学校と6つの高等学校など研究・教育環境も充実しています。

その一方で、東京湾最大級の盤洲干潟や豊かな緑が広がる上総丘陵、金の鈴や飾り大刀など国の重要文化財に指定される金鈴塚古墳出土品、木更津港を中心に花開いた江戸前文化など、様々な地域資源を有しています。

こうした木更津市基本構想の実現を図るとともに、地域的特性や地域資源など木更津市の魅力をあらわし、後世の市民に誇ることのできる新しい『木更津市史』（以下「『新版』」という。）を編集します。

2. 新たな市史編集の目的

新たな市史編集の目的は以下のとおりとします。

(1) これまで、戦後の混乱期を乗り越え、市制施行10周年にあたる昭和27年度に『木更津郷土誌』（以下「『郷土誌』」という。）を刊行しました。その後、昭和47年度の市制施行30周年に『木更津市史』（以下「『旧版』」という。）、旧富来田町と合併後の市制施行40周年をむかえた昭和57年度に『木更津市史富来田編』（以下「『富来田編』」という。）を刊行しました。そして、平成24年度には、新たな市史編集の先駆けとして、市制施行70周年記念『図説 木更津のあゆみ』（以下「『木更津のあゆみ』」という。）を刊行しております。しかしながら、『郷土誌』『旧版』『富来田編』『木更津のあゆみ』は、自然・文化・歴史をコンパクトにまとめたものであり、全てのデータを網羅したものではありませんでした。

東京湾に面して立地し、古くから海上交通の要衝として栄えてきた木更津市は、国際的な交流都市として、多くの資料が残されています。こうした資料を最新の学問成果に基づいた全国的視点に立った新たな市史編集を進めます。

(2) 新たな市史編集は、『木更津のあゆみ』の成果と、新たに調査し、収集する資料をもと

に本市基本構想の目標年次にあたる平成42年度（西暦2030年）にかけて事業を遂行します。

- (3) 新たな市史編集は、市内の地域的特性を踏まえ、市民の地域的連帯感やふるさと意識、市民意識の高揚を図り、今後のまちづくりにいかします。
- (4) 『新版』を刊行して、本市の自然・伝統文化・歴史を再確認し、自然や文化的・歴史的遺産の散逸・消滅を防ぐとともに、それらを次世代に受け継ぎながら木更津市の発展と文化の向上に寄与します。
- (5) 『新版』を刊行して、豊かな自然を再確認し、環境への関心を高め、自然と共生した潤いある生活にいかします。
- (6) 新たな市史編集をととして、本市の歴史・文化・自然に関する情報を全国へ発信し、魅力ある木更津を紹介します。

3. 新たな市史編集の方針について

新たな市史編集は、以下の基本的な方針に基づき行うこととします。

- (1) 昭和27・47・57年度及び平成24年度に刊行された『郷土誌』『旧版』『富来田編』及び『木更津のあゆみ』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み編集します。
- (2) 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される『新版』を編集します。
- (3) 各分野の専門家の執筆により、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい市史を編集します。
- (4) 写真や図版を多く取り入れるほか、デジタルコンテンツ等のニューメディア（以下「デジタルコンテンツ等」という。）を活用して市史の編集に取り組み、広く市民が親しみやすかつ利用しやすい市史を編集します。
- (5) 木更津の地域的、経済的、歴史的、文化的な特性に配慮し、地域に生きる人々の視点を踏まえながら編集します。
- (6) 資料は、市内の状況を踏まえながら市内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承や年中行事など無形のものにも配慮して収集します。
- (7) 編集の過程で調査、収集した資料は、適正に保存、管理するとともに、郷土博物館金のすずにおける展示や講演会、木更津市史編集事業公開講座などあらゆる機会を通じて、広く市民に公開して活用に努めます。

4. 『新版』の内容、構成について

(1) 『新版』は、木更津市の歴史を通史的に記述する「通史編」、基本史料をまとめた「史料編」、海や山地、町などの生活や信仰、年中行事に関する風俗慣習など地域の特性や地域相互の関連性を明らかにする「民俗編」、木更津の特徴ある自然を記録する「自然編」で構成し、以下のような内容で編集します。

ア. 通史編は5冊（「原始・古代編」「中世編」「近世編」「近代編」「現代編」）とし、時代区分及び主な内容は別表1のとおりとします。

イ. 史料編は8冊（「考古編1」「考古編2」「古代・中世編」「近世編1」「近世編2」「近代編」「現代編」「指定文化財編」）とします。

ウ. 民俗編は総論 1冊、資料編は市内を合併前の旧町村（木更津、金田、岩根、中郷、清川、真舟、波岡、鎌足、富来田）に区分して地区ごとの報告書を編集し、無形民俗文化財についてはデジタルコンテンツ等を活用して編集します。また、総論の主な内

容は別表2のとおりとします。

エ. 自然編は総論1冊、資料編はデジタルコンテンツ等を活用して編集し、総論の主な内容は別表3のとおりとします。

(2) その他の刊行物及びデジタルコンテンツ等を活用したものを以下のような内容で編集します。

ア. 資料目録・索引は3冊とし、通史編、史料編及び自然編（以下「本編等」という。）の刊行後に編集します。

イ. デジタルコンテンツ等の作成は民俗編で3編（国の記録選択無形民俗文化財「中島の梵天立て」千葉県指定文化財「木更津ばやし」木更津市指定無形民俗文化財「桜井の獅子舞と市内の獅子神楽」）、自然編で3編（「大地・気候」「植物」「動物」）とします。

ただし、市史編集委員会においてデジタルコンテンツ等の作成の対象を追加する場合は、別に協議します。

ウ. 本編等に掲載した写真や図版を活用したWeb版『木更津市史』を作成します。

エ. 定期刊行物として、調査・収集した資料を公表するための『市史研究』と『公開講座記録集』を編集します。

(3) 本編等の発行部数、有償、無償の別及び価格等については、発行の都度、別に定めま

5. 編集期間及び刊行計画について

(1) 新たな市史編集の期間は、本市基本構想の目標年次にあたる平成42年度（西暦2030年）を目途に実施します。

(2) 『新版』の刊行計画は、別表4のとおりとします。

6. 市史編集組織について

(1) 新たな市史編集にあたっては、『新版』の内容や刊行計画、編集方針などを審議する市史編集委員会を中心に、資料調査及び執筆など具体的に活動する部会を設置して、新たな市史編集を行います。

(2) 部会は、別図1のとおりとします。

(3) 学校や研究機関あるいは個人の郷土研究者など、木更津の自然や歴史に関して深い学識を有する方々から、新たな市史編集についての指導、助言や連携を得られるよう開かれた組織体制を取ることを考慮します。

7. 市民協働について

新たな市史編集にあたっては、生活する市民の視点から編集を行うため、以下の方針により市民協働を進めるものとします。

(1) 市民や地域、学校や研究機関などと協働し、豊かな自然を再確認し、歴史を掘り起こすことに努めます。

(2) 市民や地域、学校や研究機関などと連携して新たな市史編集事業の普及に努めるとともに、次世代に向けた人材育成を図ります。

8. その他

『新版』の内容及び構成、あるいは新たな市史編集の期間または刊行計画などは、資料の収集状況や資料調査の進捗状況、財政状況などを勘案して見直しを図ります。

(2)別表1～4の内容及び別図1について

別表1 『木更津市史』通史編刊行内容

原始・古代編	2編に分けて構成し、第1編は旧石器時代から古墳時代の前方後円墳が終焉するまでの日本の成り立ちと、房総半島での木更津の位置付け、第2編は天皇を中心に律令に基づく国家運営が萌芽し始める飛鳥時代頃から奈良・平安時代を中心に、特定の貴族や寺社が領有する荘園、国府が支配する公領が成立する荘園公領制が始まるまでの政治・社会・文化などの諸様相の中での木更津について記述します。
中世編	荘園公領制の成立した11世紀の終わり頃から、1590（天正18）年の豊臣秀吉による小田原合戦を経て全国統一するまでを関東の中で木更津の位置づけを意識しながら、鎌倉時代、南北朝・室町時代、戦国時代の3編に分けて構成し、鎌倉幕府と房総武士団のかかわりや、庶民、江戸湾の物流と湊町をめぐる争い、真里谷武田氏や戦国大名に成長した里見氏などを記述します。
近世編	徳川家康の関東入府から、江戸時代を中心にして幕末までを、領主支配の諸相、村や町の様子、海浜・山野・河川での人々の営み、漁業や農産加工業、交通や物資の流通、さまざまな身分と人々の日々の暮らしや信仰、文学や美術などについて記述します。また木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。
近代編	明治維新の変革期から、明治、大正、昭和（太平洋戦争まで）3編に分けて構成し、政治、行政、産業・経済、社会・文化、教育、市民の暮らし、戦争、文学や美術などのテーマを、木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。
現代編	昭和（戦後）、平成の2編に分けて構成し、政治、行政、産業・経済、社会・文化、教育、市民の暮らし、文学や美術など、木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。

別表2 『木更津市史』 民俗編 総論刊行内容

民俗編	木更津、金田、岩根、中郷、清川、真舟、波岡、鎌足、富来田の旧町村に区分して、地区ごとの特性や地域相互の関連性を明らかにします。また、海や台地、町などの生活の舞台、さらに①村制、②族制、③生産と生業、④交通・交易、⑤衣・食・住、⑥人の一生、⑦信仰、⑧年中行事、⑨祭と芸能（口承文芸含む）、⑩遊びと娯楽、⑪方言などのテーマを設定して記述します。
-----	--

別表3 『木更津市史』 自然編 総論刊行内容

自然編	木更津の大地誕生以来の地域の地質、地形などの変遷と現況を記述します。また、原始・古代から人間の営みと自然がどのように関わり、現在の自然が形成されたかを外来種の侵入・拡散の状況も含めて、河川、海浜、山間部などの環境別に区分して①気候、②大地、③植物、④動物、⑤人と自然などのテーマを設定して記述します。
-----	--

別図1 木更津市史編集部会

自然部会
民俗部会
考古部会
古代部会
中世部会
近世部会
近現代部会
デジタル作業部会

別表4 新しい『木更津市史』刊行計画

※ ■■■ は、事前調査および、経過観察調査。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	
他自治体市史編集状況調査																							
木更津市史編集基本構想の策定																							
市史編集室設置																							
編集室の解散																							
調査員・執筆者等の選定																							
部会の設置																							
市史調査協力員募集・登録																							
『市史研究』																							
自然編（総論）																							
自然編（資料編）																							
史料編1(考古編1)																							
史料編2(考古編2)																							
史料編3(古代中世編)																							
史料編4(近世編1)																							
史料編5(近世編2)																							
史料編6(近現代編1)																							
史料編7(近現代編2)																							
史料編8(指定文化財編)																							
通史編1(原始古代編)																							
通史編2(中世編)																							
通史編3(近世編)																							
通史編4(近代編)																							
通史編5(現代編)																							
民俗調査報告書1～9																							
民俗編（総論）																							
民俗・芸能デジタルコンテンツ作成																							
目録・索引1～3(通史・史料編)																							
Web版作成																							
刊行物数(We b公開も含む)					1			1	3	1	3	2	1	3	2	1	2	3	9				

※刊行物は(反称)『木更津市史研究』を除く。

(3) (仮称)『木更津市史研究』執筆要項(案)の策定について

1. 趣旨

この要項は『木更津市史研究』の執筆について基本的な事項を定め、木更津市域を中心とした地域の歴史、民俗、自然等に関する調査・研究成果を掲載して、木更津市の発展と文化の向上に寄与する。

2. 体裁

A4判、タテ組とし、一行20字 20行3段組とする。文字の大きさは以下のとおりとする。

①題名は18ポイント太明朝体、節題名は12ポイント太ゴシック体、編著者名14ポイント明朝体、本文は11ポイント明朝体とする。

②図版・表の題名(キャプション)は9ポイント太ゴシック体とし、それぞれ図版・表の下に付す。また題名の下の説明文は9ポイント明朝体とする。

3. 掲載内容

掲載する内容は、原則的に新たに書き下ろされた文章で、市史編集の調査・研究成果による論文、調査報告、資料紹介、市史編集事業の進捗状況等(以下「論文等」という。)とする。

4. 文体

記述は平易な口語体とし、「である」調を用いる。

5. 漢字

原則として「常用漢字表」(昭和五十六年内閣告示)の使用を基本とするが、学術用語・地名・人名等については、必要に応じて常用漢字以外の漢字を使用してもよい。

6. ふりがな

学術用語・地名・人名・年号(明治時代以降の年号は除く)等で特殊な読みをするものには、文中初出のものにふりがなをつける。

7. かな

現代仮名遣い(昭和61年内閣告示)とする。送りがなは、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示)による。

8. 外来語

外来語の表記(平成3年内閣告示)を基本とする。

9. 計量単位等

一般的な計量単位等(センチメートル、キログラム等)はカタカナで示す。ただし、尺貫法のときは漢字を用いる。

10. 数字

原則として漢数字を用いた「一〇方式」とし、3桁までは和数字のみで表し、5桁以上は万・億などの単位を入れる。

11. 年号・月日

原則として和暦で表記し、後ろに括弧書きで西暦を表記する。

12. 引用

他の文献より文中に引用するとき、1、2行程度の短い場合は「」で本文と区別して表記し、引用部分がそれ以上になる場合は、改行で行頭2文字下がりで引用する(「」は不要)。

13. 注

注は後注とし、該当語句の後部に番号を（ ）で表記する。

14. 参考文献

参考文献は雑誌や書籍中の論文は「」、著書や雑誌は『』とし、著編者・文献・発行者（出版社）、発行年の順で論文等の最後にまとめて表記する。

15. 図版等掲載

図版等掲載（転載を含む）に関する許諾は、執筆者が事前に取得するものとし、所有者情報・図版等の表題・撮影年代・出典・本文中の挿入箇所を明記する。

16. 修正

編集段階で用語・文体の統一を図るための修正等を行う場合がある。

17. 校正

執筆者校正は1回とし、大幅な訂正は控えること。

18. 執筆

執筆は、木更津市史編集委員会委員、木更津市史編集部会委員、木更津市史編集事業事務局（以下「事務局」という。）、その他事務局が依頼又は認めたものとする。

19. 編集著作物

『木更津市史研究』が著作権法（昭和45年法律第48号）第12条第1項に規程する編集著作物となったときは、当該著作物の著作権は市に帰属する。又『木更津市史研究』で、すでに公表された論文等を本誌以外の電子媒体で公表する権利は、市が保有する。

20. 転載

本誌に掲載された原稿を転載する場合は、事前に市と協議する。ただし、発行後1年間は転載を認めないものとする。

21. 原稿の提出

原稿は、文字・写真・図版のいずれについても原則電子データとし、締切日までにファイルデータを記録したメディアと印字した原稿を提出すること。ただし、図版類のうち電子データ化が難しいものについては事務局に申し出ること。また、転載資料がある場合は、必要書類をあわせて提出するものとする。

22. 編集・発行

編集は木更津市教育委員会が行い、木更津市が発行する。

23. 刊行

刊行は、年1回刊行する。

24. 謝礼

原稿の執筆謝礼は、支払わないものとする。また本誌5冊を執筆者に贈呈し、抜粋を希望する場合は関連費用を含め自費負担とする。

25. その他

文章表現については人権及び個人情報に配慮することとし、この執筆要項に定めのない事項については、その都度検討し、統一的対応を図る。

（参考） 著作権法（昭和45年法律第48号）

（編集著作物）

第12条 編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

議題2 木更津市史編集部会の設置

(1)市史編集部会設置に関する規定（案）について

（設置）

1 木更津市史（以下「市史」という。）編集にあたり、編集に必要な資料の収集及び調査研究並びに編集、執筆等（以下「調査等」という。）を行うため、木更津市史編集部会（以下「部会」という。）を設置する。

2項 部会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自然部会
- (2) 民俗部会
- (3) 考古部会
- (4) 古代部会
- (5) 中世部会
- (6) 近世部会
- (7) 近現代部会
- (8) デジタル作業部会

（組織）

2 部会は、部会委員をもって組織する。

2項 部会委員は、市史編集に関する識見の高い者のうちから、教育長が委嘱する。

3項 部会に、部会の担当する分野のうち特定の分野に関する資料の収集、調査研究及び執筆等を行うため、特定部会委員を置くことができる。

（部会長及び副部会長）

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

2項 部会長及び副部会長は、部会委員が互選する。

3項 部会長は、部会を代表し、その会務を総理する。

4項 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があったとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

4 部会長、副部会長及び部会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2項 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

5 部会長は、部会を円滑に運営するため、または木更津市史編集委員会の求めに応じて会議を開くものとする。

2項 部会の会議は、部会長が招集する。

3項 会議の議長は、部会長が輪番で行うものとする。

（庶務）

6 部会の庶務は、市史編集業務を行う部署において処理する。

（市史調査協力員）

7 市史の編集に関する資料の収集その他市史の編集に関する事務を積極的に推進するため、市史調査協力員を置くことができる。

（その他）

8 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(2)木更津市史調査協力員に関する規程（案）について

1 趣旨

新たな『木更津市史』の編集に係る事業（以下「市史編集」という。）は、木更津市史編集基本構想及び基本方針に基づき、木更津市史調査協力員（以下「市史調査協力員」という。）を登録して市民協働で市史編集を進めるものとする。

2 活動の内容

市史調査協力員は次に掲げる活動を行う。

- (1) 市内の歴史、民俗、自然に係る調査の補助
- (2) 史資料目録作成、記録（撮影、実測、翻刻等）作業の補助
- (3) 史料の保存・修復に係る作業の補助
- (4) その他木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要とする活動

3 登録の条件

市史調査協力員の登録条件は次に掲げるものとする。

- (1) 年齢が18歳以上で心身ともに健康な者
- (2) 活動場所に自力により集合できる者
- (3) 木更津市の歴史・民俗・自然に関心が有る者

4 登録の手続き

市史調査協力員の登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、市史調査協力員登録申請書（別記第1号様式）により申請するものとする。

5 登録証の交付

教育委員会は前項の規定に基づく申請があったときは、申請者に市史調査協力員登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を交付して市史調査協力員を登録（以下「登録者」という。）するものとし、登録者は第2項に基づく活動を行うときは登録証を提示しなければならない。

6 登録者の管理

教育委員会は市史調査協力員登録者名簿（別記第3号様式）を作成して、登録者を管理するものとする。

7 登録期間

市史調査協力員の登録期間は次に掲げる場合を除き市史編集の終了するまでとする。

- (1) 市史編集の進捗により、教育委員会が登録者の登録を取り消すとき
- (2) 市史調査協力員辞退届（別記第4号様式）で登録辞退の申出があったとき

8 研修

登録者に対し、第1項の趣旨を達成するために必要な研修を行う。

9 経費

教育委員会は次に掲げる経費を支給又は負担するものとする。

- (1) 第2項に基づく活動に交通用具又は交通機関を利用したときは、調査場所に係らず1日200円。ただし、自転車等の人力を主たる動力源として走行する交通用具の利用は除く
- (2) 第2項に基づく活動により生じた事故に起因する障害に対応するための損害保険料

10 秘密保持

登録者は、第2項に基づく活動において知り得た情報等について、他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

11 庶務

市史調査協力員の活動に係る事務は、教育委員会が行う。

12 その他

この規程に定めのない事項については、教育委員会が決定する。

附則

この規程は平成 年 月 日から施行する。

(参考)

木更津市一般職の臨時職員等の任用及び勤務条件に関する規則

第10条第3項 通勤手当相当額は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に掲げる額を賃金に加算して支給する。

- (1) 交通用具利用者 月の1日から末日までの勤務した日数に別表第3に定める額を乗じて得た額
- (2) 交通機関利用者（片道の通勤距離が2キロメートル以上の者に限る。）実費相当分で任用期間に応じ最も合理的で経済的な額を、1月当たりに換算して得た額

別表第3（第10条第3項）

通勤距離区分（片道）	交通用具利用者
2km以上5km未満	日額150円
5km以上10km未満	日額200円
10km以上	日額300円

(別記第 1 号様式)

木更津市史調査協力員登録申請書

(あて先) 木更津市教育委員会

氏名 印

木更津市史調査協力員に関する規程第 3 項に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請日	平成 年 月 日		
ふりがな 氏名		性別	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
住所	〒 (電話) 自宅・携帯 (メールアドレス)		
交通用具利用	あり (自動車・オートバイ・公共交通機関 その他 ()) なし		

(別記第2号様式)

(表)

木更津市史調査協力員登録証	
氏名	写真
上記の者は、木更津市史調査協力員であることを証する。 平成 年 月 日 木更津市教育委員会教育長 印	

(裏)

(連絡先) 〒 木更津市教育委員会文化課 電話

(別記第3号様式)

市史調査協力員登録者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	住所	登録年月日
			昭和・平成 年 月 日		平成 年 月 日
			昭和・平成 年 月 日		平成 年 月 日
			昭和・平成 年 月 日		平成 年 月 日
			昭和・平成 年 月 日		平成 年 月 日

(別記第4号様式)

平成 年 月 日

木更津市史調査協力員登録辞退届

(あて先) 木更津市教育委員会

氏名 印

木更津市史調査協力員に関する規程第7項に基づき、次のとおり木更津市史調査協力員を辞退します。

ふりがな 登録者氏名		性別	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
住所	〒 (電話) 自宅・携帯 (メールアドレス)		
辞退の理由			